

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、会社Aに雇用され、B所在の同社C事務所（以下「事業場」という。）において就労していた。
- 2 請求人は、平成○年○月○日、事業場から帰宅する際、通勤経路であるD駅へ向かった後、E駅へ乗り換える前に、迂回して買物等をした後、Fを横断中に普通乗用自動車と接触し（以下「本件災害」という。）、同日、G病院を受診し「右脛骨腓骨開放骨折」等と診断された。
- 3 本件は、請求人が本件災害は通勤によるものであるとして療養給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

第4 争 点

請求人の本件災害が通勤災害と認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

請求人は、本件災害は、帰路において日用品を購入したものの、その後、合理的な経路に復した途上において発生したものであり、通勤災害と認められるべき旨を主張することから、以下検討する。

(1) 請求人の通勤経路となるD駅からE駅に至る経路についてみると、最短のルートは、地下街を北上して東方向へ折れる方法であり、同経路によると徒歩約〇分の距離(約〇m)となる。仮に地上に出て、H交差点からI交差点を通る経路でも、その距離は徒歩約〇分の距離(〇m)となる。

ところが、請求人が本件災害当日に通過しようとした経路をみると、地下街を東方向にF手前まで行き、そこから北上してJ交差点まで行き、そこで西進してE駅に至るというものであり、同経路(以下「本件ルート」という。)によると徒歩約〇分の距離(約〇m)となる。

(2) 当審査会としては、上記のように、地下及び地上の両方に適当な経路があるなか、あえて本件ルートを選択したことについては、合理的な理由が必要であると考えるところ、請求人は、頭痛薬を購入し、かかりつけの病院を經由し、さらには行きつけの美容室にてシャンプーを購入することを目的としたと述べている。

この点、合理的な通勤経路上にて日用生活用品等を購入することについては、通勤の逸脱・中断とはならず、また、当該商品購入等の後に合理的な経路に復した後に発生した事故については、通勤災害と認められる余地がある。

しかしながら、請求人は、上記のとおり、そもそも合理的な経路とはいえない著しく迂回した経路をたどっていたものであり、当該経路に復したことをもって合理的な通勤経路に復したものとはいえず、その途上において発生した事故について通勤途上の災害であるとは判断し得ないものである。

### 3 結論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。